畜産高度化支援リース事業実施要綱

〔平成22年４月23日付け22農畜機第389号〕
一部改正　平成22年４月23日付け22農畜機第448号
一部改正　平成22年４月30日付け22農畜機第549号
一部改正　平成22年５月21日付け22農畜機第873号
一部改正　平成22年６月15日付け22農畜機第1275号
一部改正　平成22年６月29日付け22農畜機第1507号
一部改正　平成22年８月６日付け22農畜機第2088号
一部改正　平成22年９月16日付け22農畜機第2660号
一部改正　平成22年９月30日付け22農畜機第2766号
一部改正　平成24年３月21日付け23農畜機第4460号
一部改正　平成25年３月22日付け23農畜機第5194号

近年における畜産経営をめぐる情勢は、景気の低迷や配合飼料価格の高止まり等から依然として厳しい状況下にあり、畜産経営の生産性向上や、食肉、生乳の流通体制の整備の推進による畜産物の生産及び流通の効率化、合理化及び畜産業の一層の高度化を図ることが重要となっている。

さらに、畜産環境対策においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、今後とも維持、継続の必要があるほか、生産された堆肥については、耕畜連携の下、その利用促進が求められている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、これらの課題に対応する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第２号の規定に基づき補助することとし、もって事業の効率的な体制を整備し、畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設等の導入を支援することにより、我が国畜産の安定的発展に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月１日付15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、財団法人畜産環境整備機構（昭和51年９月16日に財団法人畜産環境整備リース協会という名称で設立された法人をいう。

以下「環境機構」という。）とする。

第２　事業の内容等

この事業は、環境機構が、畜産経営の環境対策、食肉及び生乳の流通の合理化、堆肥の利活用の推進並びに畜産経営の生産性向上のために必要な施設機械（以下「施設等」という。）をリース方式により貸し付けるのに必要とする資金に充てるため、畜産高度化支援リース基金（以下「高度化リース基金」という。）を造成する事業とし、事業の内容は１の（１）から（５）のとおりとする。

１　リース事業の内容

（１）畜産環境整備リース事業

畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。

（２）食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

（３）生乳流通効率化支援リース事業

生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して、必要な施設等を貸し付ける。

（４）堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の２分の１以内に相当する金額を助成する。

（５）畜産経営生産性向上支援リース事業

畜産経営の生産性向上を図るため、畜産農家等に対して、必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち、当該施設等の購入費分の３分の１以内に相当する金額を助成する。

２　貸付けの対象となる施設の範囲及び借受者の範囲等

（１）畜産環境整備リース事業

ア　貸付けの対象となる施設等（以下「貸付施設等」という。）の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

（ア）家畜ふん尿の乾燥処理施設等

（イ）家畜ふん尿の発酵処理施設等

（ウ）家畜ふん尿の浄化・液肥化処理施設等
（エ）家畜ふん尿の運搬施設等
（オ）飼料の生産、給与、貯蔵等施設等
（カ）家畜の飼養管理等施設等
（キ）その他飼養管理等のために特に必要なものとして、環境機構が別に定める施設等（以下「特認施設等」という。）

イ　借受者の範囲等

（ア）貸付けの対象となる者（以下「借受者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

ａ　団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

ｂ　末端借受者

畜産経営を営む農業者又はこれを含む２戸以上の農業者が構成する集団及びこれらに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

（イ）貸付施設等が家畜ふん尿の処理等を行う施設等である場合は、末端借受者の営む畜産経営において、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用の観点から、早急に環境整備が必要であると認められるものとする。

（ウ）貸付施設等が飼料の生産、給与、貯蔵等施設等又は特認施設等である場合の末端借受者は、次に掲げるとおりとする。

ａ　当該借受者の営む畜産経営について、飼料の生産又は利用の合理化その他飼養環境の改善の緊急性が高いと認められるもの

ｂ　酪農又は肉用牛経営を営む者である場合は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第２条の４第１項に基づく市町村計画を作成している市町村内において乳用牛又は肉用牛を飼養しているもの及び都道府県からの申出に基づき環境機構が認めたもの

ウ　再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

（２）食肉販売等合理化施設整備リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

（ア）食肉（食肉を利用した惣菜を含む。）の加工及び販売を行うのに必要な機械等

（イ）畜産副産物の処理を行うのに必要な機械等

（ウ）食肉の処理（と畜解体から部分肉処理加工等をいう。以下同じ。）を行うのに必要な、次に掲げるいずれかの要件を満たす機械等

ａ　新たに貸付施設等を整備するもの

ｂ　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）その他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの

ｃ　一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの

ｄ　ＣＯ２削減等環境対策に資するもの

イ　借受者の範囲

（ア）アの（ア）及び（イ）の貸付施設等

ａ　借受者は、次に掲げるとおりとする。

（ａ）食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）。

（ｂ）食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）。

（ｃ）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの。

（ｄ）社団法人日本畜産副産物協会（昭和53年11月11日に社団法人日本畜産副生物協会という名称で設立された法人をいう。以下「副産物協会」という。）。

（ｅ）社団法人日本食肉市場卸売協会（昭和35年９月22日に社団法人食肉市場卸売協会という名称で設立された法人をいう。以下「市場協会」という。）。

ｂ　再借受者

（ａ）ａの（ａ）にあっては、次に掲げる要件をすべて満たす食肉販売業者（以下「組合員」とする。）とする。

ⅰ　食肉販売事業協の組合員であること。

ⅱ　資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

ⅲ　機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が

図られると見込まれること。

（ｂ）ａの（ｂ）にあっては、次に掲げる者とする。

ⅰ　食肉販売事業協

ⅱ　組合員

（ｃ）ａの（ｄ）及び（ｅ）にあっては、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ⅰ　副産物協会についてはその会員であること。

ⅱ　市場協会についてはその会員であること。

ⅲ　資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

ⅳ　機械・装置の貸付けの必要性が高く、かつ、機械・装置を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

ｃ　再々借受者

ｂの（ｂ）のｉにあっては組合員とする。

（イ）アの（ウ）の貸付施設等

ａ　借受者は、次に掲げるとおりとする。

（ａ）都道府県の全部若しくは一部の区域をその地区とする農業協同組合連合会又は事業を実施する都道府県に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会。

（ｂ）独立行政法人及び地方公共団体を除く法人であって、次に掲げる要件を満たすもの。

ⅰ　当該食肉処理場が食肉の処理を一貫して行うもので、かつ、国又は機構の補助事業によりその施設の整備が行われていること。

ⅱ　当該食肉処理場がⅰ以外の食肉処理場である場合にあっては、管理主体である法人が次に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「管理法人」という。）。

（ⅰ）資本の額又は出資の総額が３億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないものであること。

（ⅱ）食肉の衛生管理の向上に必要な施設等の整備を行うものであること。

（ｃ）財団法人日本食肉生産技術開発センター（平成元年８月１日に財団法人日本食肉生産技術開発センターという名称で設立された法人をいう。）。

ｂ　再借受者

ａの（ａ）及び（ｃ）にあっては、管理法人とする。

（３）生乳流通効率化支援リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、いずれの貸付施設等は、集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

（ア）ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）

（イ）貯乳冷却施設

（ウ）オートサンプラ

（エ）滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用されるものに限る。）

（オ）情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）

（カ）保冷車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）

（キ）冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用されるものに限る。）

（ク）宅配専用車

（ケ）経営管理機器

（コ）販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）

イ　借受者の範囲等

借受者は、次に掲げるとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会等

（イ）乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合

（ウ）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの

（エ）一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの

（オ）牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項第８号に規定する商工組合

（カ）その他牛乳の流通に関する団体であって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要であると認めるも

の

ウ　再貸付け

（ア）イの（ア）から（エ）の直接又は間接の構成員が、当該施設の運営を直接行う場合は、これらの構成員

（イ）イの（オ）から（カ）を構成する牛乳販売店

（４）堆肥保管施設整備リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

ただし、（イ）から（エ）までに掲げる貸付施設等については、（ア）に掲げる貸付施設等と一体的に利用するものとして借り受ける場合に限り、貸付けの対象にするものとする。

（ア）堆肥の保管のための施設等

（イ）堆肥の調整のための施設等

（ウ）堆肥の散布のための施設等

（エ）堆肥の運搬のための施設等

イ　借受者の範囲等

（ア）借受者は、次に掲げるとおりとする。

ａ　団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

ｂ　末端借受者

畜産経営を営む農業者又はこれを含む２戸以上の農業者が構成する集団及びこれらに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

（イ）末端借受者は、環境機構が別に定めるところにより、貸付施設等の利用について、堆肥の利用先との間に、堆肥の調整・保管の年間延べ日数、堆肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する規約を締結するものとする。

（ウ）末端借受者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年３月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

（エ）末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

ａ　配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年２月13日付農林水産事務次官

依命通達）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する数量契約（以下「数量契約」という。）の締結について、平成24年度において数量契約を締結し、引き続き平成25年度において数量契約を締結していること。

b　新たに平成25年度から数量契約を締結していること。

c　平成24年度及び平成25年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

d　平成24年度において数量契約を締結し、平成25年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

ウ　再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

（５）畜産経営生産性向上支援リース事業

ア　貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付対象施設等は、環境機構が別に定めるものとする。

また、原則として、１末端借受者（ウの（ア）のｂの末端借受者をいう。）当たり１種類の貸付施設等を限度額の範囲内で貸付けるものとする。

なお、１末端借受者当たり複数の種類の貸付対象施設等を貸付けようとする場合及び（ア）に掲げる乗用作業機械を貸付けようとする場合にあっては、末端借受者が属する都道府県知事が必要と認める場合に限り、これを行うことができるものとする。

（ア）生産効率向上に資するもの（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置、乳質改善機械装置、発情分娩管理装置、乗用作業機械）

（イ）労働力削減に資するもの（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置、集卵装置、汚卵洗浄機）

（ウ）飼料費削減等に資するもの（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料反転・集草機、飼料積込機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置、飼料米利用に必要な機械）

（エ）口蹄疫の発生に伴う畜産経営への影響軽減に資するもの（簡易畜舎（ただし、建築確認を要しないものであって、口蹄疫に伴い搬出制限が行われた区域内の大家畜･養豚経営が借り受ける場合並びに宮崎県、鹿児島県及び熊本県内の大家畜・養豚経営であって、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育利用に借り受ける場合に限る。）、カー

フハッチ（ただし、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県内の酪農経営が借受者になるものに限る。））

イ　限度額

限度額は、１末端借受者当たり30,000千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）とする。

ただし、アの（ア）のうち、乗用作業機械については、１末端借受者当たり10,000千円（消費税等を含む。）とする。

ウ　借受者の範囲等

（ア）借受者は、次に掲げるとおりとする。

ａ　団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。

ｂ　末端借受者

（ａ）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項の規定に基づく認定を受けた者

（ｂ）「畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について」（平成18年７月26日付18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者

（ｃ）（ａ）又は（ｂ）を含む２戸以上の農業者が構成する集団及びこれに類するものとして、環境機構が別に定めるもの。

（イ）末端借受者は、農業環境規範に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

（ウ）末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

ａ　配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、数量契約に関し、平成21年度及び平成22年度に数量契約を締結していること。

ｂ　新たに平成22年度から数量契約を締結していること。

ｃ　平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

ｄ　平成21年度において数量契約を締結し、平成22年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

エ　再貸付け

団体等は、末端借受者に対し、直接又は借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。

３　貸付期間

貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）を基準として環境機構が別に定めるものとする。

4　貸付期間終了後の貸付施設等の譲渡

環境機構は、貸付期間が終了したとき、貸付施設等を借受者に対し、環境機構が別に定める額（以下「譲渡額」という。）に、当該譲渡額に５パーセントを乗じて得た消費税等に相当する額を加えた額で譲渡するものとする。

5　貸付料の基準

貸付料の年額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額を基本として、環境機構が別に定めるものとする。

（１）基本貸付料

貸付施設等の購入価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税額を控除して得た額。以下同じ。）から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額。

ただし、第２の２の（４）のアの（ア）の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額から補助額を控除して得た額から、環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とし、同（イ）から（エ）の貸付施設等については、貸付施設等の購入価額に２分の１を乗じて得た額から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を、当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。また、第２の１の（５）の事業においては、貸付施設等の購入価額に３分の２を乗じて得た額から環境機構が別に定める譲渡額を控除して得た額を、当該貸付施設等の貸付期間で除して得た額とする。

（２）附加貸付料

環境機構が別に定める額とする。

ただし、環境機構は、附加貸付料を定めるに当たっては、事業の実施状況を踏まえ、極力、低廉な額に設定するよう努めるものとする。

（３）消費税等相当額

基本貸付料の額に５パーセントを乗じて得た額

第３　基金の造成及び管理運用

1　環境機構は、高度化リース基金を機構からの補助金及び家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱（平成20年３月31日付19農畜機第4919号）第２のリース基金、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成20年３月12日付19農畜機第4597号）第２のリース基金、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成17年８月５日付17農畜機第1889号）第２のリース基金、食肉販売等合理化

施設整備リース事業実施要綱（平成15年10月１日付15農畜機第48号）第２のリース基金、生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平成15年10月１日付15農畜機第48号）第２のリース基金及び畜産環境緊急特別対策事業実施要綱（平成17年８月５日付17農畜機第1889号）第２のＩの６の（１）の（イ）により強制発酵処理機械・装置等の家畜ふん尿処理機械・装置等に関する貸付（以下「旧貸付」という。）に係る基本貸付料、附加貸付料、譲渡額及び運用益をもって設けることとする。

２　環境機構は、リース事業の実施により、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額を得たとき及び高度化リース基金の運用による果実（以下「運用益」という。）を得たときは、当該額を高度化リース基金に繰り入れるものとする。

３　環境機構は、高度化リース基金を他の勘定と区分して経理するものとする。また、その際、高度化リース基金において、第２の１の（１）から（３）、（４）、（５）及び旧貸付けに係る経理について、それぞれ区分して管理するものとする。

４　環境機構は、第２の１の（１）から（３）及び（５）のリース事業並びに旧貸付けについては、機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（５の（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）について、理事長の指示があった場合は、当該指示のあったリース事業の会計へ当該指示のあった額を繰り入れるものとする。

５　環境機構は、次に掲げる場合を除き、高度化リース基金を取り崩してはならないものとする。

（１）リース事業の実施に必要な貸付施設等を取得する経費に充てる場合

リース事業毎に、次に掲げるものを原資として支出するものとする。

ア　第２の１の（１）から（３）のリース事業

機構からの補助金、基本貸付料、譲渡額及び運用益（（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）

イ　第２の１の（４）のリース事業

（ア）機構からの補助金

（イ）第２の１の（４）のリース事業に係る基本貸付料、譲渡額及び運用益（（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）のうち、理事長の指示のあった額

（ウ）４の理事長の指示に基づき、第２の（４）のリース事業の会計に繰入れた金額のうち、理事長の指示のあった額

（２）リース事業の管理、運営及び調査・情報収集などリース事業の実施に必要な経費に充てる場合

なお、当該経費は、附加貸付料として得た額（当該額で不足が見込まれ

る場合には、さらに運用益の額を加えた額をいう。）を限度として理事長の承認を受けて支出できるものとする。

（３）次に掲げる金額を機構に返還する場合

ア　事業実施期間終了後、高度化リース基金に残額が生じた場合において、理事長が返還指示する金額

イ　事業実施期間中であっても、高度化リース基金に残額が生じることが見込まれる場合において、理事長が返還を指示する金額

ウ　第２の１の（４）、（５）のリース事業及び旧貸付において、基本貸付料、譲渡額及び運用益（（２）により運用益を理事長の承認を得て取り崩した場合は、その残額）を得た場合の当該金額

ただし、理事長が（１）に基づき指示した金額を除くものとする。

第４　事業の実施

１　事業実施要領の作成

環境機構は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　事業実施計画の作成

畜環機構は、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第１号の畜産高度化支援リース事業実施計画承認申請書を理事長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の30％を超える増減

（３）基金負担の増加を伴う事業費の増

３　事業の委託

環境機構は、事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

４　事業の実施期間

この事業の実施期間は、第２の１の（１）から（４）の事業にあっては、その貸付決定の期間を平成25年度までとし、第２の１の（５）の事業にあっては、その貸付決定の期間を平成22年度までとする。

第５　事業の推進指導等

1　環境機構は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

2　都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第６　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、環境機構が第２の規定に基づき高度化リース基金の造成を行うのに要する経費につき補助するものとする。

第７　補助金交付の手続等

1　補助金の交付申請等

環境機構は、基金造成のために補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第２号の畜産高度化支援リース事業補助金交付申請書及び概算払請求書を作成の上､理事長に提出するものとする。

2　事業の変更承認申請

環境機構は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第３号の畜産高度化支援リース事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の30％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

第８　基金の管理状況報告等

1　補助金の実績報告

環境機構は、機構からの補助金を高度化リース基金に入金管理した日から起算して１カ月を経過した日までに、別紙様式第４号の畜産高度化支援リース事業基金造成実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2　事業の実績報告

環境機構は、事業を実施した年度の翌年度の４月20日までに別紙様式第５号の畜産高度化支援リース事業実績報告書を作成の上、理事長に報告するものとする。

3　基金の管理状況報告

環境機構は、毎年度、当該年度の基金管理状況を取りまとめ、翌年度の４

月30日（基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して１カ月以内）までに、別紙様式第６号の畜産高度化支援リース事業基金管理状況報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

第９　消費税及び地方消費税の取扱い

１　環境機構は、機構に対して第７の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、第３の６の規定に基づき高度化リース基金を取り崩して充てることができる経費（以下「事業経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

２　環境機構は、第８の２に係る事業実績を報告するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを当該事業実績報告額から減額して報告するものとする。

ただし、報告時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

３　環境機構は、２のただし書により第８の２に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第７号の畜産高度化支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、高度化リース基金に返戻しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第８の２に係る事業実績報告書を提出した日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

４　環境機構は、高度化リース基金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第８号の畜産高度化支援リース事業に係る仕入れに係る消費税相当額報告書（基金閉鎖後）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、基金を閉鎖した日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10　運営状況の報告

借受者は、第２の１の（４）の事業のうち、「畜産振興事業の実施について」の４の（１）で採択された施設にあっては、設置した年度の翌年度から３年間は、毎年度、別紙様式９号の畜産高度化支援リース事業運営状況報告書を作成し、環境機構に報告するものとする。

環境機構は、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、６月３０日までに理事長に提出するものとする。

第11　帳簿等の整備保管等

１　環境機構は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、環境機構に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

第12　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附　則

１　この要綱は理事長が別に定める日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

２　この要綱の制定に伴い、畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱（平成20年３月12日付19農畜機第4597号。以下「生産性リース要綱」という。）、畜産環境整備リース事業実施要綱（平成17年８月５日付17農畜機第1889号。以下「環境整備リース要綱」という。）、食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱（平成15年10月１日付15農畜機第48号。以下「食肉リース要綱」という。）及び生乳流通効率化支援リース事業実施要綱（平

成15年10月１日付15農畜機第48号。以下「生乳リース要綱」という。）は廃止する。

３　改正前の家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱（平成20年３月31日付19農畜機第4919号）第２の１の事業の規定及び利活用要綱、生産性リース要綱、環境整備リース要綱、食肉リース要綱及び生乳リース要綱の規定に基づく貸付に係る業務については、本事業による業務とみなす。

４　この要綱第２の２の（５）のアの（エ）の規定のうち宮崎県に係るものについては平成２２年１２月３１日をもって失効し、宮崎県に係るもの以外のものについては平成２２年１０月３１日をもって失効するものとする。

附　則（平成22年４月23日付け22農畜機第448号）

１　この要綱の改正は、平成22年４月23日から施行する。

２　この要綱第２の２の（５）のアの（エ）の事業に係る規定については、この要綱による改正前の要綱の附則（平成22年４月23日付け22農畜機第389号）１の理事長が別に定める日を平成22年４月23日とする。

３　この要綱第２の２の（１）、（４）及び（５）（ただし、アの（エ）を除く）の事業に係る規定については、附則（平成22年４月23日付け22農畜機第389号）１の理事長が別に定める日を平成22年5月25日とする。

４　この要綱第２の２の（２）の事業に係る規定については、附則（平成22年４月23日付け22農畜機第389号）１の理事長が別に定める日を平成22年6月29日とする。

５　この要綱第２の２の（３）の事業に係る規定については、附則（平成22年４月23日付け22農畜機第389号）１の理事長が別に定める日を平成22年９月16日とする。

附　則（平成22年４月30日付け22農畜機第549号）

この要綱の改正は、平成22年４月30日から施行する。

附　則（平成22年５月21日付け22農畜機第873号）

この要綱の改正は、平成22年５月21日から施行する。

附　則（平成22年５月25日付け22農畜機第936号）

この要綱の改正は、平成22年５月25日から施行する。

附　則（平成22年６月15日付け22農畜機第1275号）

この要綱の改正は、平成22年６月15日から施行する。

附　則（平成22年６月29日付け22農畜機第1507号）
　この要綱の改正は、平成22年６月29日から施行する。

附　則（平成22年８月６日付け22農畜機第2088号）
　この要綱の改正は、平成22年８月６日から施行する。

附　則（平成22年９月16日付け22農畜機第2660号）
　この要綱の改正は、平成22年９月16日から施行する。

附　則（平成22年９月30日付け22農畜機第2766号）
　この要綱の改正は、平成22年９月30日から施行する。

附　則（平成24年３月21日付け23農畜機第4460号）
　この要綱の改正は、平成24年３月21日から施行する。

附　則（平成25年３月22日付け24農畜機第5194号）
　１　この要綱の改正は、平成24年３月22日から施行する。
　２　この要綱による改正後の第９の規定については、第２の１の（１）から（４）に規定する平成２５年度の事業の実施から適用する。

別表

補助対象経費	補助率
畜環機構が高度化リース基金を造成するのに要する経費	定　額

以下、別紙様式第１号～第９号略